

宇治市歴史的風致維持向上協議会設置要項

(設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号、以下「法律」という。)第5条の規定に基づき、宇治市歴史的風致維持向上計画(以下「計画」という。)の作成及び変更に関する協議並びに計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うため、同法第11条の規定に基づき宇治市歴史的風致維持向上協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び提言等を行う。

- (1) 計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 歴史的風致の維持向上に資する取り組みに関すること。
- (3) 計画の推進状況の評価に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者、文化財所有者、各種関係団体の職員及び行政関係者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって構成する。
- 3 委員の任期は3年以内とする。ただし、委員がかけた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任されることができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、任期中でもこれを解職することができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、協議会を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことが出来ない。
- 3 会長は、協議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の関係者に会議への出席を求め、その説明もしくは意見を聞き、又は、必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第 6 条 会長が必要と認めるときは、協議会に専門的事項を分掌させるため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会長は、会長が指名する。

3 部会に属する委員は、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の協議の経過及び結果について協議会会長に報告しなければならない。

(臨時委員)

第 7 条 協議会に、特別の事項を協議するため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は会長が任命する。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、都市整備部歴史まちづくり推進課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は協議会の議を経て、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1. この要項は、平成 23 年 11 月 30 日から施行する。

この要項は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2. 第 5 条 1 項の規定にかかわらず、最初の協議会は市長が招集する。